

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

1 平成29年第4回定例会提出予定議案の説明

資料1 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表 (健康福祉局関係)

資料3 議案第145号～議案第146号参考資料

平成29年11月22日

健康福祉局

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料 1

改正後	改正前
<p>○川崎市葬祭条例</p> <p style="text-align: right;">昭和27年9月22日条例第33号</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 葬祭場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、分納させ、又は後納させることができる。</p>	<p>○川崎市葬祭条例</p> <p style="text-align: right;">昭和27年9月22日条例第33号</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 葬祭場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があるとき認めるときは、分納させ、又は後納させることができる。</p>

改正後						改正前								
別表（第6条関係）						別表（第6条関係）								
種別		金額		付記		種別		金額		付記				
		市内居住者	市外居住者					市内居住者	市外居住者					
火葬料1体			4,500円	60,000円	12歳以上				4,500円	60,000円	12歳以上			
			3,000円	30,000円	12歳未満				3,000円	30,000円	12歳未満			
			1,500円	15,000円	死産児				1,500円	15,000円	死産児			
遺体保管料1体1日				1,000円	3,000円					1,000円	3,000円			
休憩室使用料1回	かわさき南部斎苑			4,000円	12,000円	50人用				4,000円	12,000円	(新設)		
	かわA			4,000円	12,000円	50人用				(新設)	(新設)	(新設)		
1回	さき			2,000円	6,000円	25人用				(新設)	(新設)	(新設)		
	北部斎苑			2,000円	6,000円	25人用				(新設)	(新設)	(新設)		
斎場使用料1	かわさき南部	A区画しない場合	80,000円	240,000円	200人用	(1) 通夜及び告別式をもって1回とする。		かわさき南部	A区画しない場合	80,000円	240,000円	200人用	(1) 通夜及び告別式をもって1回とする。	

改正後							改正前								
回	斎苑	区画する 場合	40,000円	120,000円	100人用	(2) 通夜又は告別式のみを使用する場合の使用料については、それぞれの額の2分の1の額とする。	回	斎苑	区画する 場合	40,000円	120,000円	100人用	(2) 通夜又は告別式のみを使用する場合の使用料については、それぞれの額の2分の1の額とする。		
			40,000円	120,000円	100人用					B	区画しない 場合	40,000円		120,000円	100人用
		区画する 場合	20,000円	60,000円	50人用			C	区画する 場合			20,000円		60,000円	50人用
		C	20,000円	60,000円	50人用					かわ さき 北 部 斎苑	A	60,000円		180,000円	200人用
	B	30,000円	90,000円	100人用	B		30,000円	90,000円	100人用						
		C	区画しない 場合	15,000円			45,000円	50人用	北 部 斎苑		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
	区画する 場合			7,500円	22,500円		25人用	設)			(新設)	(新設)		(新設)	

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死

改正後	改正前
産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。	産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

## 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例 昭和46年3月23日条例第14号 (支給の制限)</p> <p>第7条 手当は、被認定者の基準日が属する年の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「政令」という。)第7条に定める額を超えるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、手当は、被認定者と生計を同じくするその配偶者又は被認定者の生計を維持するその扶養義務者の基準日が属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令第2条第2項で定める額以上であるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。</p> <p>3 被認定者、被認定者と生計を同じくするその配偶者又は被認定者の生計を維持するその扶養義務者が法第9条第1項に規定する被災者に該当する場合において、その損害を受けた日の属する年度(同日がその属する年度の基準日後である場合は、当該年度の翌年度)の手当については、当該被災者の所得に関しては、前2項の規定を適用しない。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、被認定者が基準日の前日において20歳未満の者である場合にあっては障害児福祉手当の例に、同日において20歳以上の者である場合にあっては特別障害者手当の例による。</p>	<p>○川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例 昭和46年3月23日条例第14号 (支給の制限)</p> <p>第7条 手当は、被認定者の基準日が属する年の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「政令」という。)第7条に定める額を超えるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、手当は、被認定者と生計を同じくするその配偶者又は被認定者の生計を維持するその扶養義務者の基準日が属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令第2条第2項で定める額以上であるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。</p> <p>3 被認定者、被認定者と生計を同じくするその配偶者又は被認定者の生計を維持するその扶養義務者が法第9条第1項に規定する被災者に該当する場合において、その損害を受けた日の属する年度(同日がその属する年度の基準日後である場合は、当該年度の翌年度)の手当については、当該被災者の所得に関しては、前2項の規定を適用しない。</p> <p>4 第1項及び第2項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、被認定者が基準日の前日において20歳未満の者である場合にあっては障害児福祉手当の例に、同日において20歳以上の者である場合にあっては特別障害者手当の例による。</p>
<p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。 (<u>経過措置</u>)</p>	

改正後	改正前
2 改正後の川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例第7条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の在宅重度重複障害者等手当の支給の制限について適用し、平成30年度分までの在宅重度重複障害者等手当の支給の制限については、なお従前の例による。	

## 1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市等々力老人いこいの家
(2) 所在地	川崎市中原区等々力1番1号
(3) 設置条例	川崎市老人いこいの家条例
(4) 設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ることを目的とする。
(5) 施設の事業内容	① いこいの家事業に関する業務 ② 利用の許可に関する業務 ③ 利用者意見等の把握に関する業務 ④ セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務 ⑤ 施設等の維持管理に関する業務 ⑥ いこいの家の備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務 ⑦ 管理人の研修に関する業務 ⑧ 社会資源の活用等に関する業務 ⑨ 安全管理に関する業務 ⑩ 個人情報の保護に関する業務 ⑪ 運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務 ⑫ 本市及び本市が事業を委託した団体が実施する事業への協力、支援に関する業務 ⑬ 災害時の対応に関する業務 ⑭ 福祉事務所・地域包括支援センターとの連携 ⑮ その他に関する業務
(6) 現在の管理者	社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会
(7) 現在の管理運営費	44,682,291円(中原区いこいの家7施設)

## 2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会
所 在 地	川崎市中原区今井上町1番34号
代 表 者 名	会長 青木 英光
設 立 年 月	平成8年4月1日
基 本 財 産 又は資本の額	1億3,078万9,242円
職 員 数 又は従業員数	理事14名、監事3名、職員38名
設 立 目 的	川崎市中原区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事 業 概 要 (28年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興



	(8) 川崎市福祉パルなかはらの受託経営 (9) 川崎市老人いこいの家（7か所）の管理・経営 (10) 中原区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (11) 川崎市中原老人福祉センターの管理・経営 (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (28年度)	事業活動収入計(1)	142,123,854円
	事業活動支出計(2)	143,026,129円
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△902,275円
	施設整備等収入計(4)	0円
	施設整備等支出計(5)	0円
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	その他の活動収入計(7)	0円
	その他の活動支出計(8)	0円
	その他の活動資金収支差額(9)=(8)-(7)	0円
	予備費支出計(10)	0円
	当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△902,275円
	前期末支払資金残高(12)	58,716,894円
	当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	57,814,619円

### 3 指定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 4 選定結果

別紙のとおり

### 5 事業計画

項 目	事業内容
施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人に対し、健全ないこいの場を提供し、老人の心身の健康増進を図ることを基本方針として、介護予防や教養講座など諸事業の実施を通じ、快適で良質な高齢者福祉サービスの提供を推進する。</li> <li>・近隣の学校や福祉施設、関係機関等と連携を図り、地域コミュニティ施設としての機能を果たすよう努める。</li> </ul>

### 6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
	30年度	年度	年度	年度	合 計
収 入	5,683	-	-	-	5,683
指定管理料	5,683	-	-	-	5,683
利用料金	0	-	-	-	0
その他の収入	0	-	-	-	0
支 出	5,683	-	-	-	5,683

## 別紙

### 川崎市等々力老人いこいの家の指定管理予定者の選定結果について

#### 1 非公募による更新

指定管理予定者：社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

#### 2 指定管理者選定評価委員会委員

坪 洋一（日本女子大学 人間社会学部准教授）

新井 努（新井公認会計士事務所）

小林 俊子（田園調布学園大学 人間福祉学部教授）

本所 靖博（明治大学 農学部専任講師）

村井 祐一（田園調布学園大学 人間福祉学部教授）

#### 3 選定理由

選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業内容や収支計画も妥当であること、また、安定的な施設運営が見込まれるとともに、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、次に掲げる事項を総合的に評価した。

##### (1) 事業目的の達成とサービス向上への取組

当該事業の目的や仕様等を十分理解した上で、地域に根ざした施設としての地域交流に関する取組や、虚弱な高齢者を対象とした介護予防に資する取組などを評価した。

##### (2) 事業経営計画と管理経費縮減等の取組

事業計画と整合性が取れた経費見積となっているところなどを評価した。

##### (3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

事業を安定的に執行するための職員体制を提案しているところなどを評価した。

##### (4) 法人自身に関する項目

安定した財政基盤を有しているとともに、老人いこいの家や老人福祉センターを指定管理者として管理運営している実績があり、それらの運営実績を踏まえた提案となっているところなどを評価した。

##### (5) 法人の取組に関する事項

コンプライアンス、個人情報保護への認識が示されているとともに、現在実施している事業について情報公開が十分になされているところなどを評価した。

#### 4 審査結果（※基準点600点以上）

選定基準	配点	指定管理 予定者
①事業目的の達成とサービス向上への取組	400点	242点
②事業経営計画と管理経費縮減等の取組	300点	178点
③事業の安定性及び継続性の確保への取組	150点	90点
④法人自身に関する項目	100点	70点
⑤法人の取組に関する事項	50点	31点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		0点
合 計	1,000点	611点

#### 5 提案額

5,683千円

## 議案第146号参考資料

### 1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	井田重度障害者等生活施設
(2) 所在地	川崎市中原区井田3丁目16番1号
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	<p>ア 通過型の施設として、地域生活へ移行するために総合的な支援を行う。</p> <p>イ 身体障害、知的障害、精神障害の3障害に対応するとともに、少人数ユニット形式の居住空間により、地域生活と同様の家庭的な支援を行う。</p> <p>ウ 市内最大規模の定員20名の短期入所を実施し、在宅で暮らす障害者の地域生活を支援する。</p> <p>エ 毎夜間、看護職員を配置することにより、医療的ケアが必要な利用者の受け入れを行う。</p>
(5) 施設の事業内容	<p>ア 施設入所支援に関すること。</p> <p>イ 生活介護に関すること。</p> <p>ウ 自立訓練に関すること。</p> <p>エ 短期入所に関すること。</p> <p>オ 精神障害者（その疑いのある者を含む。）に対し、当該精神障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練その他の生活能力の向上のために必要な便宜の供与をすること。</p> <p>カ その他目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>
(6) 現在の管理者	井田重度障害者等生活施設共同事業体（代表者（社福）育桜福祉会、構成員（社福）川崎聖風福祉会）
(7) 現在の管理運営費	190, 112, 000円(年額)

### 2 指定管理者となる団体の概要

桜の風共同事業体（代表者（社福）育桜福祉会、構成員（社福）川崎聖風福祉会）

（代表者）

名称	（社福）育桜福祉会
所在地	川崎市中原区西加瀬10番3号
代表者名	理事長 星 栄
設立年月	昭和56年2月
基本財産 又は資本の額	資産総額 26億3,434万1,202円
職員数 又は従業員数	理事6名、監事2名、職員411名
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事業概要 (平成29年度)	<p>(1) 第1種社会福祉事業</p> <p>ア 障害者支援施設の経営</p> <p>(2) 第2種社会福祉事業</p> <p>ア 障害福祉サービス事業の経営</p>

	イ 相談支援事業の経営 ウ 地域生活支援事業の経営 エ 身体障害者福祉センターの経営 (3) 収益を目的とする事業 ア 障害者ふれあいショップの設置経営
決算 (平成28年度)	① 事業活動による収支 事業活動収入計 2, 178, 876, 757円 事業活動支出計 1, 998, 342, 836円 事業活動資金収支差額 180, 533, 921円・・・(1) ② 施設整備等による収支 施設整備等収入計 53, 873, 087円 施設整備等支出計 99, 893, 333円 施設整備等資金収支差額 △46, 020, 246円・・・(2) ③ その他の活動による収支 その他の活動収入計 8, 664, 700円 その他の活動支出計 52, 931, 300円 その他の活動資金収支差額 △44, 266, 600円・・・(3) ④ 当期資金収支差額 90, 247, 075円・・・(4) ((1) + (2) + (3)) ⑤ 前期末支払資金残高 619, 786, 451円・・・(5) ⑥ 当期末支払資金残高 710, 033, 526円 ((4) + (5))

(構成員)

名称	(社福) 川崎聖風福祉会
所在地	川崎市川崎区池上新町3丁目1番地8
代表者名	理事長 磯上 充
設立年月	昭和43年8月
基本財産 又は資本の額	資産総額 20億3, 968万4, 552円
職員数 又は従業員数	理事6名、監事2名、職員242名
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事業概要 (平成29年度)	(1) 第1種社会福祉事業 ア 救護施設の経営 イ 養護老人ホームの経営 (2) 第2種社会福祉事業 ア 障害福祉サービス事業の経営 イ 相談支援事業の経営 ウ 地域生活支援事業の経営 エ 老人デイサービス事業の経営 オ 老人居宅介護等事業の経営 (3) 公益を目的とする事業 ア 居宅介護支援事業の経営
決算	① 事業活動による収支

(平成28年度)	事業活動収入計	1, 317, 929, 218円
	事業活動支出計	1, 201, 085, 019円
	事業活動資金収支差額	116, 844, 199円・・・(1)
	② 施設整備等による収支	
	施設整備等収入計	18, 381, 800円
	施設整備等支出計	37, 755, 218円
	施設整備等資金収支差額	△19, 373, 418円・・・(2)
	③ その他の活動による収支	
	その他の活動収入計	8, 295, 060円
	その他の活動支出計	68, 819, 500円
	その他の活動資金収支差額	△60, 524, 440円・・・(3)
	④当期資金収支差額 ( (1) + (2) + (3) )	36, 946, 341円・・・(4)
	⑤前期末支払資金残高	335, 059, 475円・・・(5)
⑥当期末支払資金残高 ( (4) + (5) )	372, 005, 816円	

### 3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 選定結果

別紙のとおり

### 5 事業計画

項 目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	(1) 地域生活を支え、継続するための支援を行う、通過型施設をめざす。 (2) 暮らす施設から社会生活力を獲得する施設とします。 (3) 在宅支援の拠点施設をめざす。
施設運営計画（提供するサービスの考え方、日課等）	（さくらユニット） (1) 日常の安定した生活への支援（ユニットでの生活支援） (2) 地域移行を目指した支援 (3) 多様な日中活動の支援 (4) 自立訓練（機能訓練）の支援 (5) 短期入所による支援 （もみの木ユニット） (1) 地域生活を前提とした日常生活の支援（ユニットでの生活支援） (2) 自立訓練（生活訓練）の支援 (3) 短期入所による支援 (4) 体験宿泊による支援
他機関等との連携についての考え方	(1) 障害者更生相談所（障害者センター）、保健福祉センター等の公的機関との日常的な連携 (2) 相談支援機関との連携 (3) 通所施設などの地域の支援機関との連携 (4) 地域移行後支援（アフターフォロー）の強化 (5) 一時的・緊急的な入所機能の活用が必要な場合の緊急的なバックアップ機能の推進

	(6) 自立支援協議会との連携
課題の把握及び重点的な取組についての考え方	(1) 専門的支援体制の確立 (2) 職員の育成と専門性の向上 (3) 地域定着支援の強化推進 (4) 地域移行のステップアップ方式の定着（陽光ホームとの連携強化） (5) 日中活動の独立（職住分離体制の整備）
上乗せ提案	（さくらユニット） 施設入所支援の空床を活用して生活基盤の崩れかけた方を一定期間受け入れて生活を整える「ミドルステイ」、児童施設での年齢超過児の受け入れについて、行政との協議の中で制度的な整理を行い定着化できるよう取り組みを進めていく。 （もみの木ユニット） 宿泊型自立訓練の利用を終えた方に実際に地域で生活を営まれている経験などを語っていただき、ピア活動の機会を提供する。

## 6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合計
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
収入	674,659	674,659	674,659	674,659	674,659	3,373,295
自立支援費等収入	338,371	338,371	338,371	338,371	338,371	1,691,855
川崎市加算	107,121	107,121	107,121	107,121	107,121	535,605
指定管理料	174,926	174,926	174,926	174,926	174,926	874,630
その他の収入	54,241	54,241	54,241	54,241	54,241	271,205
支出	669,518	671,819	673,937	676,050	677,921	3,369,245

## 別紙

### 井田重度障害者等生活施設の指定管理者の選定結果について

#### 1 応募状況

応募団体：1 団体 桜の風共同事業体

(代表者 (社福) 育桜福祉会、構成員 (社福) 川崎聖風福祉会)

#### 2 指定管理者選定評価委員会委員

【学識経験者】 隆島 研吾 (神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授)

【学識経験者】 渡部 匡隆 (横浜国立大学大学院教育学研究科教授)

【学識経験者】 菅野 到 (医療法人社団慶神会武田病院 精神科医師)

【学識経験者】 長見 英知 (湘南精神保健福祉士事務所 精神保健福祉士)

【財務の専門家】 谷川 淳 (公認会計士)

#### 3 選定理由

次期指定管理業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当と言える。また、これまでの運営状況も良好であり、今までどおり安定した施設運営が見込まれること等を評価し、当該団体を選定した。

##### (1) 施設の設置目的の達成及びサービスの向上

通過型の施設として、地域生活へ移行するなどの当該施設のコンセプトを十分に理解し、また今までの運営実績を生かしたかたちで、施設の管理運営に係る適切な基本方針や事業計画等について具体的な提案がなされていた。

##### (2) 施設機能の発揮と管理経費の縮減

効率的な施設運営に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた収支計画となっている点などを評価した。

##### (3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

提案された職員体制が充実していること、職員の確保策や職員の資質向上に向けた取組が具体的であることなどを評価した。

##### (4) 応募団体自身に関する項目

当該施設に加えて類似施設の運営実績が豊富であり、運営実績を踏まえた提案がなされ、安定した施設の管理運営が見込まれることを評価した。

##### (5) 応募団体の取組に関する事項

情報公開の取組、コンプライアンス遵守のための取組等を評価した。

##### (6) その他の事項

特別支援学校生徒の施設体験利用事業や、地域生活支援SOSかわさき事業といった地域における公益的活動に関する提案等を評価した。



#### 4 審査結果 (※基準点630点以上)

選定基準		配点	桜の風共同事業体
基準評価項目	①施設の設置目的の達成及びサービスの向上	350点	271点
	②施設機能の発揮と管理経費の縮減	275点	185点
	③事業の安定性及び継続性の確保への取組	200点	148点
	④応募団体自身に関する事項	100点	68点
	⑤応募団体の取組に関する事項	75点	49点
基準評価 合計		1,000点	721点
加算評価項目	その他の事項 (地域における公益的な活動)	50点	34点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)			53点
総合計		1,050点	808点

#### 5 提案額

年 額 174,926,000円  
 指定期間計 874,630,000円

議案第146号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	社会復帰訓練所
(2) 所在地	川崎市高津区末長1丁目3番8号
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	障害者総合支援法第5条第13項及び第14項の規定に基づき、在宅の障害者に対して、創作的活動や生活能力の向上のために必要な訓練、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等一般就労に向けた支援の提供等を行い、もって利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。
(5) 施設の事業内容	ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること。 イ 就労継続支援に関すること。 ウ その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
(6) 現在の管理者	(社福) 川崎聖風福祉会
(7) 現在の管理運営費	4,703,000円(年額)

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	(社福) 川崎聖風福祉会
所 在 地	川崎市川崎区池上新町3丁目1番地8
代 表 者 名	理事長 磯上 充
設 立 年 月	昭和43年8月
基 本 財 産 又は資本の額	資産総額 20億3,968万4,552円
職 員 数 又は従業員数	理事6名、監事2名、職員242名
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事 業 概 要 (平成29年度)	(1) 第1種社会福祉事業 ア 救護施設の経営 イ 養護老人ホームの経営 (2) 第2種社会福祉事業 ア 障害福祉サービス事業の経営 イ 相談支援事業の経営 ウ 地域生活支援事業の経営 エ 老人デイサービス事業の経営 オ 老人居宅介護等事業の経営 (3) 公益を目的とする事業 ア 居宅介護支援事業の経営
決 算 (平成28年度)	① 事業活動による収支 事業活動収入計 1,317,929,218円 事業活動支出計 1,201,085,019円 事業活動資金収支差額 116,844,199円・・・(1) ② 施設整備等による収支

施設整備等収入計	18,381,800円
施設整備等支出計	37,755,218円
施設整備等資金収支差額	△19,373,418円・・・(2)
③ その他の活動による収支	
その他の活動収入計	8,295,060円
その他の活動支出計	68,819,500円
その他の活動資金収支差額	△60,524,440円・・・(3)
④当期資金収支差額	36,946,341円・・・(4)
( (1) + (2) + (3) )	
⑤前期末支払資金残高	335,059,475円・・・(5)
⑥当期末支払資金残高	372,005,816円
( (4) + (5) )	

### 3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 選定結果

別紙のとおり

### 5 事業計画

項目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続B型事業において、就労移行支援事業に向けての準備段階としての利用も視野に入れ、社会での就労をイメージできるような支援を行うとともに、就労に向けての生活場面における支援、交流活動のサポートを行う。</li> <li>・就労移行支援事業において、就労を希望する方に、施設内作業だけでなく企業における職場実習や、請負作業、アルバイト等の経験をしていただきながら、実践的な就労準備のための支援を行う。またコミュニケーションセミナーや就労支援セミナーなどを積極的に行い、意欲的かつ長期的に就業できる職場を一緒に探していく。就労後は、企業や他の支援機関と連携し職場環境や業務内容の改善、工夫を含めたフォローアップを行う。</li> </ul>
施設運営計画（提供するサービスの考え方、日課等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の状況や準備段階に合わせて、効果的なプログラムを実施する。</li> <li>・日課に合わせた定期的な通所を通して、基礎的生活習慣、集団生活におけるマナーやルールの習得、コミュニケーションスキル等を身に付ける支援を行う。</li> </ul>
他機関等との連携についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援センター、ハローワーク、相談支援センター、保健福祉センター、医療機関などの支援機関と連携し、就労支援を計画的、継続的に実施していく上で生活支援、健康管理など就労以外のサポートをすることによって安定的な就労、生活及び健康の維持を図る。</li> </ul>
課題の把握及び重点的な取組についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労希望のない利用者や高齢化により作業プログラムの適応が難しい利用者への支援。</li> <li>・幅広い年齢層の受け入れをすすめ、就労に対する意欲と生活のバランスを取りながら地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を図る。</li> <li>・就労移行プログラムの見直しを段階的に実施し、就労移行支援</li> </ul>

	<p>事業の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職した利用者の離職率を減らすために、定着支援と他機関との連携を強化し長期安定就労の実現を目指す。</li> <li>・施設の老朽化による備品、設備等のメンテナンス、買い替え等、環境整備、美化に力を入れる。</li> </ul>
上乗せ提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内の多岐に渡っている事業と連携した上で活用して、他の関係機関との情報共有を図り、利用者の生活をきめ細やかに支えていく。</li> <li>・医療観察法や触法などの通所ニーズに対して、社会復帰調整官や関係機関との連絡調整を行い利用者の自立に向けた地域生活の支援をしていく。</li> </ul>

## 6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合 計
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
収 入	32,971	34,121	35,272	35,272	36,421	174,057
自立支援費等収入	23,581	24,495	25,409	25,409	26,322	125,216
川崎市加算	5,890	6,126	6,363	6,363	6,599	31,341
指定管理料	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500
支 出	32,507	33,921	34,608	34,608	35,657	171,301

## 別紙

### 社会復帰訓練所の指定管理者の選定結果について

#### 1 応募状況

応募団体：1 団体 （社福）川崎聖風福祉会

#### 2 指定管理者選定評価委員会委員

- 【学識経験者】 隆島 研吾 （神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授）
- 【学識経験者】 渡部 匡隆 （横浜国立大学大学院教育学研究科教授）
- 【学識経験者】 菅野 到 （医療法人社団慶神会武田病院 精神科医師）
- 【学識経験者】 長見 英知 （湘南精神保健福祉士事務所 精神保健福祉士）
- 【財務の専門家】 谷川 淳 （公認会計士）

#### 3 選定理由

次期指定管理業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当と言える。また、これまでの運営状況も良好であり、今までどおり安定した施設運営が見込まれること等を評価し、当該団体を選定した。

##### (1) 施設の設置目的の達成とサービスの向上

精神障害の特性と利用者の希望を踏まえた就労支援について、十分に理解し、また今までの運営実績を生かしたかたちで、施設の管理運営に係る適切な基本方針や事業計画等について具体的な提案がなされていた。

##### (2) 施設機能の発揮と管理経費の縮減

効率的な施設運営に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた収支計画となっている点などを評価した。

##### (3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

提案された職員体制が充実している点のほか、職員の資質向上に向けた取組が具体的であることなどを評価した。

##### (4) 応募団体自身に関する項目

当該施設に加えて類似施設の運営実績が豊富であり、運営実績を踏まえた提案がなされ、安定した施設の管理運営が見込まれることを評価した。

##### (5) 応募団体の取組に関する事項

情報公開の取組、コンプライアンス遵守のための取組等を評価した。

##### (6) その他の事項

地域住民と利用者が交流できるスペースの確保、地域生活支援SOSかわさき事業といった地域における公益的活動に関する提案等を評価した。

#### 4 審査結果 (※基準点630点以上)

選定基準		配点	(社福)川崎聖風福祉会
基準評価項目	①施設の設置目的の達成及びサービスの向上	350点	221点
	②施設機能の発揮と管理経費の縮減	275点	165点
	③事業の安定性及び継続性の確保への取組	200点	123点
	④応募団体自身に関する事項	100点	67点
	⑤応募団体の取組に関する事項	75点	48点
基準評価 合計		1,000点	624点
加算評価項目	その他の事項 (地域における公益的な活動)	50点	34点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)			13点
総合計		1,050点	671点

#### 5 提案額

年 額 3,500,000円  
指定期間計 17,500,000円



議案第146号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市北部リハビリテーションセンター
(2) 所在地	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	<p>(百合丘障害者センター)            障害者総合支援法に基づき、在宅の重度の障害をお持ちの方またはその介護者に対して、直接生活の場において、機能訓練、介護方法の指導、保健指導、家屋改造、福祉用具等の各種相談・助言等、訪問によるリハビリテーションサービスを実施し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(百合丘日中活動センター)            障害者総合支援法に規定する就労移行支援、就労継続支援(B型)、生活訓練及び生活介護の事業をもって、利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(百合丘地域生活支援センター)            障害者総合支援法に規定する相談支援、地域活動支援センター及び会議室を利用した交流推進の事業をもって、利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。</p>
(5) 施設の事業内容	<p>「百合丘障害者センター」</p> <p>ア 知的障害者更生相談所業務            イ 身体障害者更生相談所業務            ウ 精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務            エ 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。            オ 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関すること。            カ 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。            キ 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関すること。            ク その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>「百合丘日中活動センター」</p> <p>ア 生活介護に関すること。            イ 自立訓練に関すること。            ウ 就労移行支援に関すること。            エ 就労継続支援に関すること。            オ その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p> <p>「百合丘地域生活支援センター」</p> <p>ア 特定相談支援事業に関すること。            イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センターとしての業務            ウ 市民相互の交流を促進するために施設を利用に供すること。            エ その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。</p>
(6) 現在の管理者	麻生区内複合福祉施設共同事業体（代表者（社福）川崎市社会福祉事業団、構成員（特非）たま・あさお精神保健福祉をすすめる会）
(7) 現在の管理運営費	96,209,914円(年額)



## 2 指定管理者となる団体の概要

麻生区内複合福祉施設共同事業体（代表者（社福）川崎市社会福祉事業団、構成員（特非）  
たま・あさお精神保健福祉をすすめる会）

（代表者）

名 称	(社福) 川崎市社会福祉事業団
所 在 地	川崎市高津区久地3丁目13番1号
代 表 者 名	理事長 長谷川 忠司
設 立 年 月	昭和61年2月
基 本 財 産 又は資本の額	資産総額 74億2,892万5,273円
職 員 数 又は従業員数	理事6名、監事2名、職員1,017名
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
事 業 概 要 (平成29年度)	<p>(1) 第1種社会福祉事業</p> <p>ア 障害者支援施設の経営</p> <p>イ 特別養護老人ホームの経営</p> <p>(2) 第2種社会福祉事業</p> <p>ア 身体障害者福祉センターの経営</p> <p>イ 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>ウ 地域活動支援センターの経営</p> <p>エ 一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営</p> <p>オ 老人福祉センターの経営</p> <p>カ 老人短期入所事業の経営</p> <p>キ 老人デイサービス事業の経営</p> <p>ク 介護保険法に基づく第1号通所介護事業の経営</p> <p>ケ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業の経営</p> <p>コ 老人介護支援センターの経営</p> <p>サ 保育所の経営</p> <p>シ 児童厚生施設（児童館）の経営</p> <p>ス 放課後児童健全育成事業の経営</p> <p>セ 地域子育て支援拠点事業の経営</p> <p>ソ 障害児通所支援事業の経営</p> <p>(3) 公益を目的とする事業</p> <p>ア 居宅介護支援事業の経営</p> <p>イ 地域包括支援センターの受託</p> <p>ウ 川崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業の受託</p> <p>エ 地域生活支援事業の受託</p> <p>オ 川崎市心身障害者総合リハビリテーション条例に基づく障害者センターの受託</p>
決 算 (平成28年度)	<p>① 事業活動による収支</p> <p>事業活動収入計 6,383,100,768円</p> <p>事業活動支出計 5,813,138,385円</p> <p>事業活動資金収支差額 569,962,383円・・・(1)</p>

	② 施設整備等による収支	
	施設整備等収入計	73,478,908円
	施設整備等支出計	124,902,486円
	施設整備等資金収支差額	△51,423,578円・・・(2)
	③ その他の活動による収支	
	その他の活動収入計	17,974,523円
	その他の活動支出計	140,124,769円
	その他の活動資金収支差額	△122,150,246円・・・(3)
	④ 当期資金収支差額	396,388,559円・・・(4)
	( (1) + (2) + (3) )	
	⑤ 前期末支払資金残高	2,704,695,610円・・・(5)
	⑥ 当期末支払資金残高	3,101,084,169円
	( (4) + (5) )	

(構成員)

名 称	(特非) たま・あさお精神保健福祉をすすめる会	
所在地	川崎市多摩区登戸2959番地	
代表者名	理事長 三橋 良子	
設立年月	平成17年6月	
基本財産 又は資本の額	資産総額 1億8,222万65円	
職員数 又は従業員数	理事10名、監事2名、職員59名	
設立目的	だれもが自分らしく豊かに暮らせるまちづくりをめざし、障害のある人の地域生活および社会参加を支援する事業を展開し、地域精神保健福祉の促進に寄与することを目的とする。	
事業概要 (平成29年度)	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ア 障害福祉サービス事業 イ 相談支援事業 ウ 地域生活支援事業 エ 障害者の福祉に関する啓発・広報事業 オ その他法人の目的を達成するために必要な事業	
決算 (平成28年度)	① 事業活動による収支	
	事業活動収入計	322,454,052円
	事業活動支出計	307,343,198円
	事業活動資金収支差額	15,110,854円・・・(1)
	② その他の活動による収支	
	その他の活動収入計	357,200円
	その他の活動支出計	40,550,950円
	その他の活動資金収支差額	△40,193,750円・・・(2)
	③ 当期収支差額	△25,082,896円・・・(3)
	( (1) + (2) )	
	④ 前期末収支差額	115,773,622円・・・(4)
	⑤ 次期繰越収支差額	90,690,726円
	( (3) + (4) )	

### 3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 選定結果

別紙のとおり

### 5 事業計画

#### (1) 百合丘障害者センター及び百合丘日中活動センター

項目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	(1)センターの総合相談窓口としての役割を果たす。 (2)生活している場での支援 (3)地域の中の身近な相談機関としての役割を果たす。 (4)センター館内の連携した支援
施設運営計画（提供するサービスの考え方、日課等）	(1) 障害種別、年齢、疾患を問わず、全ての障害を対象として、総合相談を実施する。 (2) 在宅リハビリテーションサービス (3) 補装具外来を月4回、座位保持装置外来を月1回開催する。 (4) 他施設支援事業 (5) 福祉用具評価・普及事業 (6) 地域リハビリテーションの普及、地域支援者との連携等のための各種研修を開催する。
他機関等との連携についての考え方	(1) 保健福祉センターとの連携 (2) 障害者相談支援センターとの連携 (3) 医療機関との連携 (4) 障害計画課、地域包括ケア推進室などの行政機関との連携 (5) 神奈川県内リハビリテーションセンターとの連携 (6) れいんぼう川崎、中部リハビリテーションセンター、更生相談所南部支援室との連携 (7) その他関係機関との連携
課題の把握及び重点的な取組についての考え方	・センター館内の連携を強化。 ・リハビリテーションセンターに求められている専門性を発揮しながら、特に専門性が必要な高次脳機能障害、難病等、地域支援者と共に支援を行う。 ・手帳が無い利用者やどのサービスでも対応できない制度の狭間の利用者の支援を行う。
上乗せ提案	(百合丘障害者センター) ・市内専門機関、リハビリテーションセンターとの連携の強化を行う。 ・地域リハビリテーションシステムの構築を行う。 ・高次脳機能障害者への積極的な支援の展開を行う。 (百合丘日中活動センター) ・就労移行支援において作業療法士、就労支援アドバイザー等の専門職員を配置することにより、就労、復職率及び就労定着率を高める。 ・自立訓練卒業者の地域活動支援として活動機会を設け、アフターフォローを実施する。

## (2) 百合丘地域生活支援センター

項 目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	・ピアサポート活動などの仲間同士の支えあいや体験交流を大切に、一人ひとりが地域の中で自分らしく生きていくことを目指す。
施設運営計画（提供するサービスの考え方、日課等）	(1) 地域活動支援センターA型 (2) 特定相談支援事業 (3) 精神障害者ピアサポーター養成・支援事業 (4) 交流促進事業
他機関等との連携についての考え方	(1) 関係機関や医療機関、家族等からの相談や見学を適宜受入れる。 (2) センター主催の地域ネットワーク会議を開催する。 (3) 地域移行支援において、ピアと共に病院で行われるプログラムに参加し、協同で退院応援に係る活動を行うように努める。 (4) 各種会議等へ参加し、職員のスキルアップに努める。
課題の把握及び重点的な取組についての考え方	・個別支援、グループ支援、地域支援と各種支援サービスを行う。 ・家族会との交流など関係機関との連携
上乗せ提案	・地域相談支援として、近隣医療機関と協同して精神科病院に入院中の方の地域移行を行う。 ・精神保健福祉士実習指導者講習会を終了した者が、大学等からの実習生に対する現場指導を行う。

## 6 収支計画

### (1) 百合丘障害者センター

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合 計
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
収 入	62,452	62,452	62,452	62,452	62,452	312,260
指定管理料	62,102	62,102	62,102	62,102	62,102	310,510
その他の収入	350	350	350	350	350	1,750
支 出	67,557	67,932	70,585	68,729	68,976	343,779

### (2) 百合丘日中活動センター

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合 計
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
収 入	132,165	132,165	132,165	132,165	132,165	660,825
自立支援費等収入	105,109	105,109	105,109	105,109	105,109	525,545
川崎市加算	12,041	12,041	12,041	12,041	12,041	60,205
指定管理料	11,265	11,265	11,265	11,265	11,265	56,325
その他の収入	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	18,750
支 出	121,367	122,066	118,630	121,759	119,352	603,174

### (3) 百合丘地域活動支援センター

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					合 計
	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
収 入	37,470	37,528	37,586	37,644	37,702	187,930
自立支援費等収入	1,317	1,375	1,433	1,491	1,549	7,165
指定管理料	34,903	34,903	34,903	34,903	34,903	174,515
負担金収入	750	750	750	750	750	3,750

会議室利用料	300	300	300	300	300	1,500
その他の収入	200	200	200	200	200	1,000
支 出	37,470	37,528	37,586	37,644	37,702	187,930

## 別紙

### 川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者の選定結果について

#### 1 応募状況

応募団体：1 団体 麻生区内複合福祉施設共同事業体  
(代表者(社福)川崎市社会福祉事業団、構成員(特非)たま・あさお精神保健福祉をすすめる会)

#### 2 指定管理者選定評価委員会委員

【学識経験者】 隆島 研吾 (神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授)  
【学識経験者】 渡部 匡隆 (横浜国立大学大学院教育学研究科教授)  
【学識経験者】 菅野 到 (医療法人社団慶神会武田病院 精神科医師)  
【学識経験者】 長見 英知 (湘南精神保健福祉士事務所 精神保健福祉士)  
【財務の専門家】 谷川 淳 (公認会計士)

#### 3 選定理由

次期指定管理業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当と言える。また、これまでの運営状況も良好であり、今までどおり安定した施設運営が見込まれること等を評価し、当該団体を選定した。

##### (1) 施設の設置目的の達成とサービスの向上

地域リハビリテーションの理念の下、在宅障害者の自立を支援するということについて十分に理解し、また今までの運営実績を生かしたかたちで、施設の管理運営に係る適切な基本方針や事業計画等について具体的な提案がなされていた。

##### (2) 施設機能の発揮と管理経費の縮減

効率的な施設運営に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた収支計画となっている点などを評価した。

##### (3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

提案された職員体制が充実している点のほか、職員の資質向上に向けた取組などを評価した。

##### (4) 応募団体自身に関する項目

当該施設に加えて類似施設の運営実績が豊富であり、運営実績を踏まえた提案がなされ、安定した施設の管理運営が見込まれることを評価した。

##### (5) 応募団体の取組に関する事項

情報公開の取組などを評価した。

##### (6) その他の事項

実習生の受入れや地域住民が集まる場への講師派遣による地域交流と障害者理解の推進といった提案を評価した。

#### 4 審査結果 (※基準点630点以上)

選定基準		配点	麻生区内複合福祉施設共同 事業体
基準 評価 項目	①施設の設置目的の達成及びサービスの向上	350点	226点
	②施設機能の発揮と管理経費の縮減	275点	176点
	③事業の安定性及び継続性の確保への取組	200点	132点
	④応募団体自身に関する事項	100点	63点
	⑤応募団体の取組に関する事項	75点	39点
基準評価 合計		1,000点	636点
加算 評価 項目	その他の事項 (地域における公益的な活動)	50点	34点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)			53点
総合計		1,050点	723点

#### 5 提案額

年 額 108,270,000円  
指定期間計 541,350,000円